

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第17期) 至 平成20年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号

(E04460)

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 仕入及び営業の状況	11
3. 対処すべき課題	11
4. 事業等のリスク	12
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態及び経営成績の分析	15
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) ライツプランの内容	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 所有者別状況	20
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
(8) ストックオプション制度の内容	22
2. 自己株式の取得等の状況	22
3. 配当政策	23
4. 株価の推移	23
5. 役員の状況	24
6. コーポレート・ガバナンスの状況	28
第5 経理の状況	32
1. 財務諸表等	33
(1) 財務諸表	33
(2) 主な資産及び負債の内容	56
(3) その他	57
第6 提出会社の株式事務の概要	58
第7 提出会社の参考情報	59
1. 提出会社の親会社等の情報	59
2. その他の参考情報	59
第二部 提出会社の保証会社等の情報	60

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成20年6月17日
【事業年度】	第17期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 洋
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理・経営企画室長 上原 靖
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
【電話番号】	098（869）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理・経営企画室長 上原 靖
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（千円）	42,815,349	44,582,154	46,077,044	46,883,279	48,054,526
経常利益（千円）	6,539,252	7,861,288	9,700,568	11,003,089	10,301,079
当期純利益（千円）	4,214,936	5,028,765	6,074,202	6,927,958	6,466,837
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数（株）	68,355	136,710	273,420	273,420	273,420
純資産額（千円）	13,606,454	18,396,298	23,677,342	29,201,828	33,707,773
総資産額（千円）	22,953,895	26,348,506	31,562,071	36,754,949	41,809,318
1株当たり純資産額（円）	198,918.21	134,494.90	86,558.74	106,802.09	123,282.03
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	3,000.00 (1,000.00)	4,000.00 (2,000.00)	4,500.00 (2,000.00)	6,000.00 (2,500.00)	7,000.00 (3,500.00)
1株当たり当期純利益金額 （円）	61,524.93	36,714.70	22,177.43	25,338.15	23,651.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	59.3	69.8	75.0	79.5	80.6
自己資本利益率（％）	36.4	31.4	28.9	26.2	20.6
株価収益率（倍）	12.53	11.90	12.49	14.72	8.08
配当性向（％）	4.9	8.2	20.3	23.7	29.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	8,034,858	8,862,847	9,941,009	9,386,555	9,458,541
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△2,246,550	△2,824,412	△7,309,022	△8,963,993	△9,018,635
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△4,486,079	△2,437,417	△2,466,217	△1,918,903	△1,913,202
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	1,798,996	5,400,014	5,565,783	4,069,441	2,596,145
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	86	82 (111)	84 (125)	92 (146)	105 (142)

（注）1. 上記の数値には、消費税及び地方消費税（以下消費税等）は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第14期及び第15期において、平成16年11月22日付及び平成17年9月22日付で所有株式1株を2株の割合で分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は期首に分割が行われたものとして計算しております。

2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、KDDI株式会社（旧第二電電株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

平成4年3月	第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
平成4年4月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成4年7月	セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
平成4年10月	携帯・自動車電話サービス開始。
平成6年4月	移動機売切り制の実施。
平成7年7月	本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
平成8年11月	デジタル（PDC）方式のサービスを開始。
平成9年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成10年7月	デジタル（CDMA）方式のサービスを開始。
平成11年5月	E Z w e b（イージーウェブ）サービスの開始。
平成11年11月	プリペイド式携帯電話サービスの開始。
平成12年1月	パケット通信サービスの開始。
平成12年4月	国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。
平成12年6月	第3世代携帯電話システム（IMT-2000）の認可を郵政省から受ける。
平成12年7月	携帯電話サービスのブランド a u（エーユー）の開始。
平成12年9月	アナログ（TACS）方式のサービスを終了。
平成14年4月	第3世代携帯電話システム「CDMA 1X」サービス開始。
平成14年11月	本店所在地を現在地に移転（那覇市久茂地）。
平成15年3月	デジタル（PDC）方式のサービスを終了。
平成15年11月	ブロードバンドケータイ「CDMA 1X WIN」サービス開始。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年10月	「携帯電話番号ポータビリティ」の開始。

3 【事業の内容】

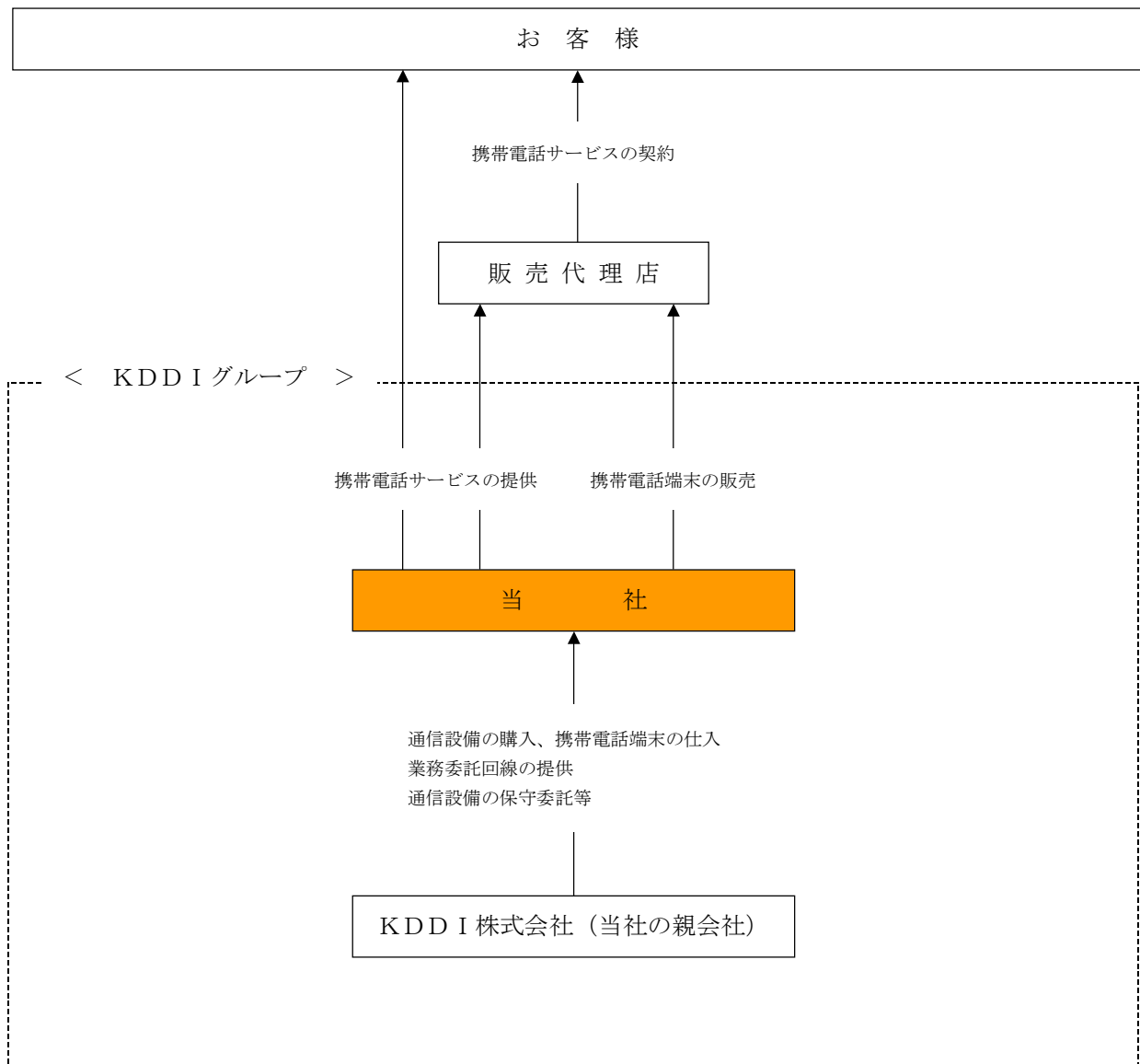
(1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるKDD I 株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるKDD I 株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) その他

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信サービスを提供する電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

① 電気通信事業法

a. 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b. 変更登録等（第13条）

第9条の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c. 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、第9条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

イ. 当該第9条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

ロ. 不正の手段により第9条の登録又は第13条第1項の変更登録を受けたとき。

ハ. 第12条（登録の拒否）第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

d. 電気通信事業の届出（第16条）

電気通信事業を営もうとする者（第9条の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

同届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e. 承継（第17条）

電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

同項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

g. 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h. 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i. 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j. 禁止行為等（第30条）

総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

イ. 指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

ロ. 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第1項の規定により指定された電気通信事業者又は第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

ハ. 第1項の規定により指定された電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

k. 電気通信回線設備との接続（第32条）

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

イ. 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

ロ. 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

ハ. 前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l. 第二種指定電気通信設備との接続（第34条）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

m. 外国政府等との協定等の認可（第40条）

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

n. 事業の認定（第117条）

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

o. 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条（事業の認定）第1項の認定を受けることができない。

イ. この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ. 第125条（認定の失効）第1号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者又は第126条（認定の取消し）第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ. 法人又は団体であつて、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの

p. 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

q. 承継（第123条）

認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

r. 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

s. 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

イ. 第118条（欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

ロ. 第120条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に認定電気通信事業を開始しないとき。

ハ. 前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

② 電波法

a. 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b. 欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

イ. この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ロ. 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

ハ. 電波法第27条の15第1項（第3号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

c. 変更等の許可（第17条）

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

d. 無線局の廃止（第22条）

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

e. 無線局の免許の取消等（第76条）

(a) 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

(b) 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

イ. 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。

- ロ. 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ハ. 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ニ. 免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- (c) 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
- イ. 第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - ロ. 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ハ. 不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ニ. 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ホ. 包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
- (d) 総務大臣は、第3項（第4号を除く。）及び第4項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

③ 非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4 【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
KDD I 株式会社	東京都新宿区	141,851	固定通信事業(国内、国際通信サービス、インターネットサービス、ソリューションサービス等)、移動通信事業(携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入。 通信設備の保守等。 業務委託回線の提供。 役員の兼任あり。

(注) KDD I 株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
105 (142)	38.9	8.4	7,558,962

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(社外から当社への出向者18名を含み、取締役及び監査役の15名を除いております。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末に比べ13名増加しましたのは、主としてお客様の増加に伴い、通信ネットワークをより安定的に運用するためのものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

わが国経済は、企業収益が弱含みとなっており、生産、設備投資、個人消費も横ばい傾向にあることから、景気回復はこのところ足踏み状態となっております。

また、当社業務区域の沖縄県の経済においても、観光では入域観光客数が高水準で推移するなど好調を継続しており、個人消費も基調としては堅調に推移しているものの、建設関連においては民間工事を中心に弱い動きが続いており、雇用者所得も伸び悩んでいることなどから、県内景気は拡大の動きに一服感がみられております。

この間、国内の携帯電話加入者（PHS除く）は平成20年3月末時点で102,725千契約（前期末比6,007千契約増）、沖縄県では937千契約（前期末比51千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化とお客様ニーズが多様化する中、各携帯電話事業者は、基本使用料や通話料の割引サービスの拡充、携帯電話の新しい販売方法を導入するなど、事業者間のお客様獲得や囲い込みに向けた競争環境はより厳しいものとなっております。

このような情勢のもと、平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）における損益状況につきましては、営業収益は48,054,526千円（前期比2.5%増）、営業利益は10,172,319千円（前期比7.0%減）、経常利益は10,301,079千円（前期比6.4%減）、当期純利益は6,466,837千円（前期比6.7%減）となりました。

営業収益については、1契約あたりの月間平均収入（ARPU^{注1}）が237円減少（前期比3.3%減）して6,892円となったものの、累計契約数が16,700契約増加（前期比3.7%増）したことから、全営業収益の約8割を占める電気通信事業営業収益（通話料・通信料収入）は、前期と比較して495,488千円増加（1.3%増）し、38,178,602千円となりました。また、附帯事業営業収益（主として携帯電話端末の売上）は、前期と比較して675,757千円増加（7.3%増）し、9,875,923千円となりました。

営業利益については、携帯電話の機種変更の増加により販売手数料が増加するなど、電気通信事業の営業費用が前期と比較して1,886,978千円増加（7.0%増）したことから、営業利益全体としては前期比767,441千円減少し、10,172,319千円となりました。

当事業年度における事業の状況につきましては、au携帯電話の新しい販売方法とそれに付随した新料金プランの導入や、au携帯電話のラインナップとサービスの充実、ネットワーク品質の向上等、お客様重視のサービスに取り組んだ結果、累計契約数が前期末より16,700契約増の463,900契約、EZweb^{注2}契約者数が17,800契約増の387,700契約となりました。

解約率^{注3}については、前期比0.04ポイント減の0.79%と改善しております。

機種変更率^{注4}については、デザインにこだわった機種や「ワンセグ^{注5}」搭載機種の拡充などにより、前期比0.13ポイント増の3.55%となりました。

ARPUについては、音声ARPUが『誰でも割』の影響を主因として前期比383円減少（7.2%減）の4,970円となったものの、データARPUが第三代携帯電話『CDMA 1X WIN』の契約数の増加、ならびにパケット通信料定額サービスへの加入増により、前期比146円増加（8.2%増）の1,922円となり、結果、総合ARPUは前期比237円減少（3.3%減）の6,892円となりました。

注1. ARPU(Average Revenue Per Unit)：1契約あたりの月間平均収入。音声・データ両サービスにおいて算出。

2. EZweb：auが提供する携帯電話によるインターネット接続サービスの名称。

3. 解約率：対象期間の当月解約数を、対象期間の前月末累計契約数で除したもの。

4. 機種変更率：対象期間の当月機種変更数を、対象期間の前月末累計契約数で除したもの。

5. ワンセグ：社団法人地上デジタル放送推進協会の商標です。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物につきましては、長期借入金の返済や社債の償還が前事業年度に完了し、また売上債権の減少等があったものの、税引前当期純利益の減少、配当金の支払額の増加並びにKDDI株式会社への短期貸付金による支出等により、前事業年度と比較して1,473,296千円減少(36.2%減)し、当事業年度末には2,596,145千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益や仕入債務が減少したものの、売上債権の減少や減価償却費の増加があったこと等の要因により、前事業年度と比較して71,985千円増加(0.8%増)し、9,458,541千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、KDDI株式会社への短期貸付金による支出等の増加により、前事業年度と比較して54,641千円支出が増加(0.6%増)し、9,018,635千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が増加したものの、長期借入金の返済や社債の償還が前事業年度に完了したことにより、前事業年度と比較して5,701千円支出が減少(0.3%減)し、1,913,202千円の支出となりました。

2【仕入及び営業の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比 (%)
携帯電話端末機器及び付属品 (千円)	8,985,021	△1.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比 (%)
電気通信事業 (千円)	38,178,602	1.3
附帯事業 (千円)	9,875,923	7.3
合計 (千円)	48,054,526	2.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

国内携帯電話事業の競争環境は携帯電話市場の成熟化と、お客様ニーズの多様化に伴い、一層厳しいものとなりましたが、当社にご契約いただいているお客様をはじめ、あらゆるステークホルダーにご満足していただけるよう、「トータル カスタマー サティスファクション(TCS)」活動を一層推進し、KDDIグループとの強力な連携のもと、商品力の強化と質の高いサービスの提供を行い、ブランド力の強化に努めてまいります。さらに、経営全般にわたる経費の効率化と更なる業務の合理化に努め、企業収益の確保と競争力のある経営基盤を築き、電気通信事業を通して地域社会の発展に貢献すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、現時点では必ずしもリスクとして認識されない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、当社は、これらのリスクによる問題発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の適時適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであり、潜在的リスクや不確定要因はこれらに限られるものではありませんのでご留意ください。

(1) 他の事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化

当社は第3世代携帯電話として、2002年4月より「CDMA 1X」を、2003年11月より「CDMA 1X WIN」のサービスを開始しております。

当事業年度においてはお客様一人ひとりのライフスタイルをサポートすることをコンセプトに、「ウォータープルーフ・ワンセグケータイ」「EXILIMケータイ」「ウォークマン® ケータイ」「INFOBAR2（インフォバーツ）」「Woooケータイ」などデザインや機能にこだわったモデル、LISMO「オーディオ機器連携」や「au Smart Sports Run&Walk」に対応したモデル、そして、初心者のお客様にも気軽にご利用いただける「簡単ケータイ」まで、幅広いラインナップを提供いたしました。料金サービスでは「家族割」に加え「誰でも割」又は「スマイルハート割引」をご契約のお客様を対象に、ご家族への通話を2008年3月より24時間無料といたしました。併せて「法人割」についても、同一「法人割」をご契約いただいている法人の社員の方への通話を24時間無料といたしました。

また、au携帯電話（プリペイドサービスを除く）に新規でご契約又は機種変更等でau携帯電話端末をご購入いただく際、お客様のニーズに合わせて購入方法を選択いただける「au買い方セレクト」を2007年11月より提供開始いたしました。

このようにサービスの拡充とお客様満足度の向上に努めた結果、au携帯電話のご契約数は堅調に増加いたしました。他の移動通信事業者や他の技術との競争、市場の急激な変化等により、主に以下の事項に不確実性が存在しており、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

- ① 当社の期待通りの需要が存在し、契約数を維持拡大できるかどうか
- ② 競争激化に伴う料金値下げによる1契約あたりの月間平均収入（ARPU）の低下、販売コミッションやお客様維持コストの増大
※ARPU：Average Revenue Per Unit
- ③ 契約者のサービス利用頻度が下がることによるARPUの低下
- ④ 想定外の事態が発生した場合であってもネットワーク及びコンテンツの品質等がお客様の満足度を維持できるかどうか
- ⑤ 他の事業者と比較して、常により魅力ある携帯電話端末やコンテンツを提供できるかどうか
- ⑥ 携帯電話端末の高機能化等に伴う、価格の上昇、販売コミッションの増加
- ⑦ 迷惑メール等の不適正利用によるお客様の満足度の低下や防止対応コストの増加
- ⑧ 周波数再編による2ギガヘルツ（GHz）帯及び新800メガヘルツ（MHz）帯の基地局建設に伴うネットワークコストの増加
- ⑨ 新たな高速データ無線技術による競争激化
- ⑩ 通信方式、携帯電話端末、ネットワーク、ソフトウェア等における特定技術への依存による影響
- ⑪ 通信と放送の連携、移動通信と固定通信の融合等の事業環境の変化に伴う競争激化

(2) 通信の秘密及び個人情報・顧客情報の保護

当社は電気通信事業者として通信の秘密の保護を遵守するとともに、個人情報・顧客情報保護に関して、内部統制・リスク管理室を設置して内部及び業務委託先等からの情報漏洩防止、及び外部ネットワークからの不正侵入の防止に関わる全社対応策の策定及び実施に取り組んでおります。

また、個人情報・顧客情報を管理している情報システムの利用制限、利用監視の強化、「情報セキュリティポリシー」の制定、情報セキュリティ管理者を各部に配置し、個人情報・顧客情報が適切に保護されるよう管理に努め、個人情報・顧客情報保護に関する監督組織として情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報・顧客情報の取り扱いの監督をするとともに、適切な個人情報・顧客情報保護推進のために必要な施策を講じております。このように個人情報・顧客情報については社内管理体制を整備し、社員及び業務委託先等の個人情報・顧客情報に対する意識を高めるよう全社を挙げて取り組んでおりますが、将来的に個人情報・顧客情報の漏洩が発生しないという保証はありません。情報の漏洩が発生した場合、当社に対する信頼性の失墜や莫大な補償を伴う可能性があり、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に通信の秘密及び個人情報・顧客情報保護体制の整備のため、更なるコストが増加する可能性があります。

(3) 電気通信に関する法規制、政策決定等

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等が、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社のブランドイメージや信頼性に悪影響を与える社会的問題を含め、こうした法規制や政策決定等に対して当社は適切に対応していると考えておりますが、将来において適切な対応ができなかった場合にも、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

電気通信に関する法律、規制の改廃または政策決定等の観点で、主に以下の不確実性が存在し、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① モバイルビジネスモデルの見直し
- ② 事業者間接続料金の算定方式、会計制度の見直し
- ③ 指定電気通信設備制度の見直し（規制強化）
- ④ ユニバーサルサービス制度の見直し
- ⑤ MVNO等による移動通信事業への新規事業者参入
- ⑥ 有害サイトの増加等によるモバイルインターネットに対する規制
- ⑦ 携帯電話の利用に対する規制
- ⑧ 携帯電話端末の本体及びその充電器（アダプターを含む）の製品事故
- ⑨ 電波の健康への影響

(4) 公的規制

当社は、独占禁止法、消費者、租税、環境、リサイクル関連、労働等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、当社の活動が制限される、あるいは費用の増加等につながる可能性があります。

(5) 人材確保及び育成

今後事業拡大に伴う適切な人員の増強、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、急速な業容拡大に対して適切かつ十分な人材の確保及び育成または組織的な対応を迅速に行うことができない場合には、当社の業務に支障が生ずる可能性があります。

(6) 自然災害等によるシステム障害

当社は携帯電話サービスを提供するため、国内外の通信ネットワークに依存しており、これら通信システムにトラブル等が発生する可能性も否定できず、サービスの提供が一時的にできなくなる可能性があります。当社のシステムは以下の事由によりダウンする可能性があり、システムに障害が発生し修復に長時間を要した場合は、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① コンピューターウィルス、サイバーアタック
- ② システムのハード、ソフトの不具合
- ③ 電力不足、停電
- ④ 地震、台風、洪水等の自然災害
- ⑤ 戦争、テロ、事故その他不測の事態

(7) KDD I 株式会社との関係

当社の親会社であるKDD I 株式会社（平成20年3月31日現在、当社の発行済株式総数の51.51%保有）は、多数株主として取締役の任免権など経営に影響を及ぼし得る立場にあります。

現在、当社は自ら経営責任を持ち独立して事業運営を行っておりますが、通信設備の開発やその他研究開発、取引の多くをKDD I 株式会社へ高く依存しており、KDD I 株式会社の財政状態及び業績が何らかの原因により著しく低下した場合、あるいはKDD I 株式会社の方針の変更等により当社事業への協力体制が著しく変更された場合には、当社の財政状態及び業績、今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。また、当社がKDD I 株式会社に吸収合併されたり、完全子会社化された場合には、当社株主は当該株主としての地位の変更を余儀なくされる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表の作成において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

① 固定資産の耐用年数

固定資産の耐用年数については適正に見積もっております。しかし、今後、想定される以上に市場・環境及び技術上の変化が急速に進展した場合、あるいは、新たな法律や規制が制定された場合には、耐用年数を変更する可能性があります。

② 固定資産の減損

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグループ化を行っておりますが、電気通信事業では、通信ネットワーク全体でキャッシュ・フローを生成していることから、全社を1つの資産グループとしております。

現時点では、当社に重要な含み損を抱える資産等はありませんが、今後、保有する固定資産等の使用状況等によっては、損失が発生する可能性があります。

③ 年金給付費用、債務

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。これらの前提条件には、割引率、予定死亡率、予定退職率、予定昇給率などがあります。割引率は日本の長期国債の市場利回りを基礎に算出しており、予定死亡率、予定退職率、予定昇給率は統計数値に基づいて算出しております。期待運用収益率は、保守主義の原則により、割引率に連動して設定しております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本稿に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

① 当社の状況

当社は、沖縄県においてau携帯電話サービスを営む電気通信事業者であります。当事業年度末の県内における累計契約シェアは49.5%で沖縄県内においてトップシェアを有しており、463,900契約のご契約をいただいております。

② 携帯電話市場の状況と当社の対応

国内の携帯電話加入者（PHS除く）は平成20年3月末時点で102,725千契約（前期末比6,007千契約増）、沖縄県では937千契約（前期末比51千契約増）となり、携帯電話市場の成熟化とお客様ニーズが多様化する中、各携帯電話事業者は、基本料金や通話料の割引サービスの拡充、携帯電話の新しい販売方法の導入など、事業者間のお客様獲得や囲い込みに向けた競争環境は厳しいものとなっております。

このような情勢のもと、多様化するお客様ニーズにお応えすべく様々な施策を実施いたしました。

(au携帯電話)

自分の好きな情報や便利機能を常に待ち受け画面に表示できる「auガジェット」をはじめとするauの最新サービスに対応した端末や、バスルームやキッチンなどの水回りでも「ワンセグ」の視聴を可能とした「ウォータープルーフ・ワンセグケータイ」、更にはデータ通信カードとして国内最速の上り最大1.8Mbpsを実現したWINデータカードの発売など、お客様の生活に密着し、一人ひとりのライフスタイルをサポートすることをコンセプトにしたau携帯電話を、「CDMA 1X WIN」で29機種、「CDMA 1X」で5機種、計34機種を発売いたしました。

(『au買い方セレクト』の導入)

お客様がau携帯電話を購入いただく際に、2つの購入方法を選択できる『au買い方セレクト』を導入いたしました。

- ・『フルサポートコース』：au携帯電話をご購入する際に2年間のご契約をお約束いただくことにより、当社が購入金額の一部(税込21,000円)を補助する『購入サポート』や、『auポイントプログラム』のポイント付与率がアップするなどの特典が付与されます。
※フルサポート契約期間中に、新たに携帯電話購入もしくは解約・一時休止を行った場合は、フルサポート契約期間に応じた解除料がかかります。
- ・『シンプルコース』：『購入サポート』などの特典はありませんが、月々の利用料金が低廉な『シンプルプラン』をお選びいただけます。
※『シンプルプラン』以外の料金プランもお選びいただけます。

また、『au買い方セレクト』の導入に合わせ、au携帯電話を安心して長くご利用いただけるようアフターサービスの充実を図る月額会員制サービス『安心ケータイサポート』を導入いたしました。

(料金サービス)

- ・WINデータ通信カード『W05K』専用のPC、PDA向けデータ通信定額プラン『WINシングル定額』を導入いたしました。
- ・2年単位の継続契約をお約束いただくことで、基本料金の最大割引(「CDMA 1X WIN」で半額など)を適用する『誰でも割』や、『家族割』と『誰でも割』の加入で家族間への国内通話を24時間無料にするなど、料金サービスの充実に努めてまいりました。

(コンテンツサービス)

- ・au携帯電話の歩行者向けナビゲーションサービス『EZナビウォーク』において、GPS測位を利用したメニューで徒歩速度を計算し、より最適なルート検索ができるメニュー『ナビログ』や、au携帯電話上で作成したはがきをそのまま郵送できるサービス『EZケータイPOST』、ランニングやウォーキング時のコースや消費カロリーなどがau携帯電話で確認ができるスポーツサポートサービス『au Smart Sports』など、お客様のライフスタイルをサポートする新サービスを提供してまいりました。

(法人向けサービス)

- ・au携帯電話だけで簡単にスケジュール管理や業務報告が利用できるグループウェア機能と、ビジネスに役立つコンテンツリンク集を利用できる法人向けポータルサイト『Business EZ』の提供や、最大20人のグループで同時に音声通話やテキストデータなどの送受信が定額料金でできる『Business Messenger』など、法人のお客様のビジネスをサポートするサービスを提供してまいりました。

(その他)

- ・南・北大東島へのサービスエリア拡大により、沖縄県における人口カバー率は100%となりました。
- ・au携帯電話のインターネット接続サービス『EZweb』を未成年の方がより安心・安全にご利用いただくために、従来の『EZ安心アクセスサービス』において、特定カテゴリへのアクセスを制限する「特定カテゴリ制限コース」の提供を開始いたしました。
- ・気象庁が配信する緊急地震速報を、震源地周辺のau携帯電話に対し、輻輳の影響を受けずに一斉配信することが可能となりました。

③ 営業収益

総合的な商品競争力の向上に努めた結果、当事業年度の営業収益は48,054,526千円と前期比1,171,246千円(2.5%増)の増収となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

・ご契約数の純増

当事業年度末の累計契約数は463,900契約と、前期比16,700契約増加し、営業収益の増収要因となりました。また、沖縄県におけるご契約数の純増シェアは32.6%となりました。

※純増数=新規契約数-解約数

- ・「CDMA 1X WIN」の拡販による効果

携帯電話端末のラインナップの充実やコンテンツの拡充などにより、「CDMA 1X WIN」の契約数は287,500契約（前期比72,700契約増）と着実に増加し、全体のご契約数の62.0%に上昇いたしました。料金面についても、『ダブル定額』や『ダブル定額ライト』などのパッケージ通信料定額サービスの契約率は80.0%と引き続き高い水準を維持しております。このように、「CDMA 1X WIN」のご契約数、構成比率の増加がARPUの高いお客様層の拡大に繋がり、営業収益全体を下支えしております。なお、当事業年度の総合ARPU（音声ARPUとデータARPUの合計）は6,892円となり、前事業年度に比べ237円（3.3%減）減少しておりますが、うちデータARPUは1,922円と、前事業年度に比べ146円（8.2%増）の増加と順調に上昇しております。

※ARPU：Average Revenue Per Unit（1契約あたりの月間平均収入）

- ・解約率の低下

お客様の解約率は当事業年度0.79%と、前事業年度の解約率0.83%から0.04ポイント改善いたしました。今後も、より一層のお客様満足度向上に向け総合的な商品力を高め、今まで以上に快適なモバイル環境の提供に努めてまいります。

- ・携帯電話端末販売収入の増加

携帯電話端末の販売台数の増加及び『au買い方セレクト』開始に伴い従来よりマージン率を高く設定したことにより、携帯電話端末販売収入を主とする附帯事業営業収益は9,875,923千円と、前期比675,757千円（7.3%増）増加いたしました。

④ 営業費用

当事業年度の営業費用は、前期比1,938,688千円（5.4%増）増加し、37,882,206千円となりました。この要因として以下のことが挙げられます。

- ・販売手数料及びポイント費用の増加

携帯電話の機種変更数が増加したことと、携帯電話端末を販売代理店へ販売する際に従来よりマージン率を高く設定する一方で、市場価格の急激な上昇による販売代理店及びお客様への影響を考慮した緩和措置として、販売手数料を増額したことにより、販売手数料が前期比1,023,593千円増加しております。

また、『au買い方セレクト』導入に伴う「フルサポートコース」のポイント付与率の上昇等により、ポイント費用が、前期比271,051千円増加しております。

- ・施設保全費の増加

施設保全費が前期比185,040千円（10.3%増）増加し、1,975,026千円となりました。主として基地局構造調査等を当事業年度に行ったことによるものであり、一過性のものであります。

- ・減価償却費の増加

サービスエリア拡充及び通話品質向上のため無線基地局及び交換局設備等の新設・増設を実施したこと及び法人税法改正に伴う減価償却方法の変更などにより、減価償却費が前期比146,369千円（5.4%増）増加し、2,836,904千円となりました。

⑤ 営業利益

当事業年度の営業利益は10,172,319千円となり、前期比767,441千円の減益となりました。

⑥ 営業外損益の純額

当事業年度の営業外損益の純額は128,760千円の利益となりました。主に、親会社でありますKDDI株式会社に対する短期貸付金に係る受取利息が88,554千円と、前期比59,074千円増加したことによるものであります。

⑦ 経常利益

当事業年度の経常利益は10,301,079千円となり、前期比702,009千円の減益となりました。

⑧ 法人税、住民税及び事業税

当事業年度の法人税、住民税及び事業税は、税引前当期純利益の減少等により3,899,904千円と、前期比369,744千円の減少となりました。

⑨ 当期純利益

当事業年度の当期純利益は6,466,837千円と、前期比461,120千円の減益となりました。また、1株当たり当期純利益は、前事業年度の25,338.15円に対し、当事業年度は23,651.66円となりました。

(3) 資本の源泉及び資金の流動性に係る情報

① キャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度と比較し71,985千円増加し、9,458,541千円の収入となりました。この増加は主に、税引前当期純利益の減少や仕入債務の減少があったものの、売上債権の減少や減価償却費の増加があったことによるものであります。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、親会社であるKDDI株式会社に対する短期貸付金の回収による収入10,035,792千円があったものの、同社へ短期貸付金による支出15,038,554千円及び有形固定資産の取得による支出3,819,204千円を主な要因として、前事業年度と比較して54,641千円支出が増加し9,018,635千円の支出となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、前事業年度と比較して17,344千円増加の439,905千円となりました。

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が増加した反面、長期借入金の返済及び社債の償還が前事業年度に完了し、当事業年度にこれらの支出がなかったことにより、5,701千円支出が減少し、1,913,202千円の支出となりました。

② 流動性

当事業年度末における当社の現金及び現金同等物の残高は2,596,145千円と、フリー・キャッシュ・フローが439,905千円であったのに対し、配当金の支払額が1,913,202千円であったことにより、前事業年度末と比較して1,473,296千円減少いたしました。

③ 資金需要

資金需要につきましては、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っております。

④ 財政政策

当社は、資金調達に関し、低コストかつ安定的な資金の確保を基本に、財務状況や金融環境に応じ、最も有効と思われる調達手段を選択することを方針としております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度はネットワークの品質を強化するための基地局の新設及び増設などの設備投資を行いました。
 なお、当事業年度に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は4,044,699千円であります。

2【主要な設備の状況】

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額										従業員数 (人)
		機械設備 (千円)	空中線設 備 (千円)	市外線路 設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	10,488	-	-	-	99,369	148	-	49,157	-	159,164	93
交換局 (沖縄県那覇市)	電気通信設備	2,039,324	9,264	1,223	33,444	115,607	1,897	16	56,417	125,855 (11,462㎡)	2,383,051	12
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	5,419,765	4,516,663	1,144	341	1,719,748	284,108	15	130,927	391,106 (13,420㎡)	12,463,820	-
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備 等	319,283	-	-	-	9,074	-	-	5,710	-	334,067	-

- (注) 1. 帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。
 2. その他の主なものは、当社以外のKDDIグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に
 係るものであります。
 3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
業務用パソコン・サーバー (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	2～5	43,827	86,390

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び
 投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備 (沖縄 県)	基地局設備の新設及び 増設	3,000,000	112,368	自己資金	平成20年度中
交換局設備 (沖縄 県)	交換局設備の新設及び 増設	3,400,000	668,145	自己資金	平成20年度中
その他の電気通信設 備 (沖縄県)	その他の電気通信設備 の維持及び増設	600,000	23,471	自己資金	平成20年度中
合計		7,000,000	803,986		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	500,000
計	500,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年6月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	273,420	273,420	ジャスダック証券取 引所	—
計	273,420	273,420	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年11月22日 (注)1	68,355	136,710	—	1,414,581	—	1,614,991
平成17年9月22日 (注)2	136,710	273,420	—	1,414,581	—	1,614,991

(注) 1 平成16年11月22日の発行済株式総数の増加は株式分割(1:2)によるものであります。

2 平成17年9月22日の発行済株式総数の増加は株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	16	16	48	124	1	2,278	2,483	—
所有株式数 (株)	—	28,086	1,073	168,296	61,825	12	14,128	273,420	—
所有株式数の 割合(%)	—	10.27	0.39	61.55	22.61	0.00	5.17	100.0	—

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合 (%)
KDD I 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号	140,860	51.51
モルガンスタンレーアンドカ ンパニーインク (常任代理人 モルガン・ス タンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号)	11,062	4.04
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号)	9,808	3.58
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	5,254	1.92
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号	4,720	1.72
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号	4,720	1.72
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港 5 丁目 2 番 1 号	4,720	1.72
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	4,720	1.72
メロンバンクエヌエートリー ティークライアントオムニバ ス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号)	4,486	1.64
資産管理サービス信託銀行株 式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号	4,412	1.61
計	—	194,762	71.23

(注) 1. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,724 株

資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) 4,412 株

2. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシーから、平成20年3月24日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年3月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株 式会社	東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号	株式 4,751	1.74
エフエムアール エ ルエルシー	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	株式 11,582	4.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 273,420	273,420	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	273,420	—	—
総株主の議決権	—	273,420	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が20株 (議決権の数20個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、普通配当1株当たり3,500円の配当とし、すでに1株当たり3,500円の中間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり7,000円となりました。この結果、当事業年度の配当性向は29.6%となりました。

内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年10月18日 取締役会決議	956,970	3,500
平成20年6月17日 定時株主総会決議	956,970	3,500

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	864,000	※1,290,000 ※□521,000 □498,000	471,000 □320,000	398,000	384,000
最低(円)	81,500	※771,000 ※□390,000 □371,000	402,000 □217,000	256,000	151,000

(注) 1. 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものであります。なお、第14期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものであります。

2. □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	370,000	331,000	324,000	241,000	216,000	199,000
最低(円)	299,000	245,000	245,000	188,000	171,000	151,000

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役相談役	—	稲盛 和夫	昭和7年1月30日生	昭和34年4月 京都セラミツク株式会社 (現 京セラ株式会社) 設 立、同社取締役 昭和41年5月 同社代表取締役社長 昭和59年6月 第二電電企画株式会社 (現 KDDI株式会社) 設 立、代表取締役会長 昭和60年6月 京セラ株式会社代表取締役会 長兼社長 昭和61年10月 同社代表取締役会長 昭和62年12月 第二電電株式会社(現 KD DI株式会社) 代表取締役会 長兼社長 平成元年6月 同社代表取締役会長 平成3年6月 当社取締役相談役(現在に至 る) 平成4年6月 京セラ株式会社取締役会長 平成9年6月 第二電電株式会社(現 KD DI株式会社) 取締役名誉会 長 京セラ株式会社取締役名誉会 長 平成13年6月 KDDI株式会社最高顧問 (現在に至る) 平成17年6月 京セラ株式会社名誉会長(現 在に至る)	(注) 3	—
取締役会長 (代表取締役)	—	知念 榮治	昭和14年5月10日生	昭和37年6月 琉球石油株式会社(現 株式 会社りゅうせき) 入社 昭和61年6月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社専務取締役 平成4年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役 株式会社りゅうせき代表取締 役会長 平成18年4月 社団法人沖縄県経営者協会会 長(現在に至る) 平成18年6月 当社代表取締役会長(現在に 至る)	(注) 3	4
取締役社長 (代表取締役)	—	北川 洋	昭和24年9月26日生	昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年1月 同行国際営業部長 平成12年3月 第二電電株式会社(現 KD DI株式会社) 入社 平成12年6月 同社取締役 平成12年10月 同社グローバル事業企画部長 平成16年4月 同社執行役員(現在に至る) 同社カスタマーサービス本部 長 平成20年4月 同社コンシューマ事業統轄本 部コンシューマ営業統括本部 副統括本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長(現在に 至る)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	内部統制・リスク管理部門 担当 兼 役員室長	嵩元 盛兼	昭和30年4月25日生	昭和56年4月 琉球石油株式会社（現 株式会社りゅうせき）入社 平成3年6月 当社営業部長 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成12年9月 当社取締役管理部長 平成14年6月 当社取締役法人営業部長 平成16年6月 当社取締役役員室長 平成19年6月 当社常務取締役内部統制・リスク管理部門担当兼役員室長 （現在に至る）	(注) 3	21
取締役	総務部長	仲宗根 朝整	昭和27年7月9日生	昭和51年4月 株式会社沖縄銀行入行 平成4年1月 当社総務部経理課長（出向） 平成10年7月 株式会社沖縄銀行西原支店長 平成12年7月 同行八重山支店長 平成14年7月 当社営業企画部長（出向） 平成16年4月 当社総務部長 平成16年9月 株式会社沖縄銀行より転籍 平成18年6月 当社理事総務部長 平成19年6月 当社取締役総務部長（現在に至る）	(注) 3	4
取締役	営業部門担当 兼 法人営業部長	仲地 正和	昭和32年12月22日生	平成元年11月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成6年10月 同社宮崎営業所所長 平成9年3月 同社沖縄営業所所長 平成12年10月 同社ネットワーク営業本部九州支店企画管理部長兼個人営業部長 平成13年7月 当社営業部部長代理（出向） 平成14年5月 当社法人営業部部長代理 平成16年4月 KDDI株式会社より転籍、 当社営業部長 平成18年6月 当社理事営業部長 平成19年6月 当社取締役営業部長 平成20年4月 当社取締役営業部門担当兼法人営業部長（現在に至る）	(注) 3	4
取締役	—	崎間 晃	昭和7年10月13日生	昭和29年4月 株式会社琉球銀行入行 昭和56年6月 同行専務取締役 昭和58年6月 同行代表取締役専務 昭和60年6月 同行代表取締役頭取 平成3年6月 当社取締役（現在に至る） 平成5年6月 株式会社琉球銀行代表取締役 会長 平成11年5月 同行取締役相談役 平成11年6月 同行相談役 平成13年12月 同行顧問（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	小禄 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月 琉球放送株式会社入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和53年10月 同社常務取締役 昭和57年2月 同社専務取締役 昭和57年5月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役（現在に至る） 平成9年6月 琉球放送株式会社代表取締役 会長（現在に至る）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和45年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 昭和59年11月 第二電電企画株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成元年6月 同社取締役 平成7年6月 当社取締役 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役会長 KDD I 株式会社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役（現在に至る） 平成17年6月 KDD I 株式会社代表取締役社長兼会長（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	昭和48年3月 京都セラミツク株式会社（現 京セラ株式会社）入社 平成元年4月 第二電電株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成7年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成13年6月 当社取締役（現在に至る） KDD I 株式会社執行役員常務 平成15年4月 同社執行役員専務 平成15年6月 同社取締役執行役員専務 平成17年6月 同社代表取締役執行役員副社長（現在に至る） 平成19年6月 KDD I ネットワーク&ソリューションズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	—	高橋 誠	昭和36年10月24日生	昭和59年6月 第二電電企画株式会社（現 KDD I 株式会社）入社 平成13年6月 同社 a u 商品企画本部モバイルインターネットビジネス部長 平成14年3月 同社コンテンツ本部コンテンツビジネス部長 平成15年4月 同社執行役員 同社ソリューション事業本部コンテンツ本部長 平成16年4月 同社コンテンツ・メディア本部長 平成17年4月 同社コンテンツ・メディア事業本部長 平成19年4月 同社コンシューマ事業統轄本部長（現在に至る） 平成19年6月 当社取締役（現在に至る） KDD I 株式会社取締役執行役員常務（現在に至る）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	庄野 実	昭和23年3月1日生	昭和46年4月 東京電気株式会社（現 東芝 テック株式会社）入社 昭和55年5月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社 昭和62年5月 第二電電株式会社（現 KD DI株式会社）入社 平成7年7月 同社関西支店副支店長 平成10年2月 同社九州支店長 平成14年9月 KDDI株式会社ネットワー ク関西支社副支社長 平成16年4月 同社リスク管理室関西分室長 平成17年4月 株式会社KDDIネットワー ク&ソリューションズ 関西 ネットワーク支社部長（KD DI株式会社より出向） 平成19年6月 当社常勤監査役（現在に至 る）	(注) 5	—
監査役	—	安里 昌利	昭和23年3月16日生	昭和48年5月 株式会社沖繩銀行入行 平成4年7月 同行南風原支店長 平成6年7月 同行東京支店長兼東京事務所 長 平成8年7月 同行審査第一部長 平成10年7月 同行取締役委嘱本店営業部長 平成12年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取（現在に 至る） 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	當眞 嗣吉	昭和22年9月13日生	昭和46年3月 琉球電力公社（現 沖縄電力 株式会社）入社 平成9年3月 同社火力部部长 平成11年6月 同社取締役火力部部长 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役副社長電力本 部部长 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役（現在に至る） 平成19年6月 沖縄電力株式会社代表取締役 会長（現在に至る）	(注) 5	—
監査役	—	仲村 文弘	昭和15年2月16日生	昭和39年5月 オリオンビール株式会社入社 昭和60年7月 同社営業部長 平成3年4月 同社総務部長 平成3年6月 同社取締役総務部長 平成9年6月 同社常務取締役管理部門担当 兼総務部長 平成13年6月 同社専務取締役管理部門担当 平成15年6月 同社代表取締役社長（現在に 至る） 平成18年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 4	—
計						33

- (注) 1. 取締役稲盛和夫、崎間晃、小禄邦男、中野伸彦、高橋誠は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役庄野実、監査役安里昌利、當眞嗣吉及び仲村文弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成20年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成18年6月13日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成19年6月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(取締役会)

社外取締役5名を含む11名で構成し（平成20年3月31日現在）、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、常勤取締役にて構成される常勤役員会において審議し決定いたします。

(監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制)

監査役会は、社外監査役4名で構成し、監査役は取締役会に出席するほか、社内主要会議に出席することができます。取締役及び内部監査部門は、監査役の職務執行に必要な情報を適宜・適時提供するとともに、意見交換を行い、連携を図ります。また、監査役の職務を補助するための体制をつくり、それに従事する使用人の人事については、監査役の意見を聴取いたします。さらに、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画及び会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じて適宜意見交換を実施いたします。

(内部監査)

内部監査につきましては、5名で構成する内部統制・リスク管理室が当社の業務全般を対象に実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善、是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するほか、監査役に報告を行います。

(会計監査の状況)

当社の一時会計監査人でありましたみすず監査法人は平成19年6月15日開催の定時株主総会終結の時をもって退任し、また、みすず監査法人の監査業務は他の監査法人等に移管されることとなりました。

当社の会計監査人選任にあたりましては、当社のおかれた事業環境に精通し、これまで厳正な監査を行ってきた公認会計士による監査体制を確保することとし、当社の監査業務を担当しておりました公認会計士が移籍いたしました「京都監査法人」を、平成19年6月15日開催の定時株主総会において会計監査人として選任いたしました。

当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の構成は以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士	当社継続監査年数
指定社員 業務執行社員 秋山 直樹	3年
指定社員 業務執行社員 加地 敬	3年

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士2名、会計士補7名、その他6名

(内部統制に関する基本的な考え方)

取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他、会社の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性および効率性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの強化ならびに企業クオリティの向上を図ります。

(コンプライアンス)

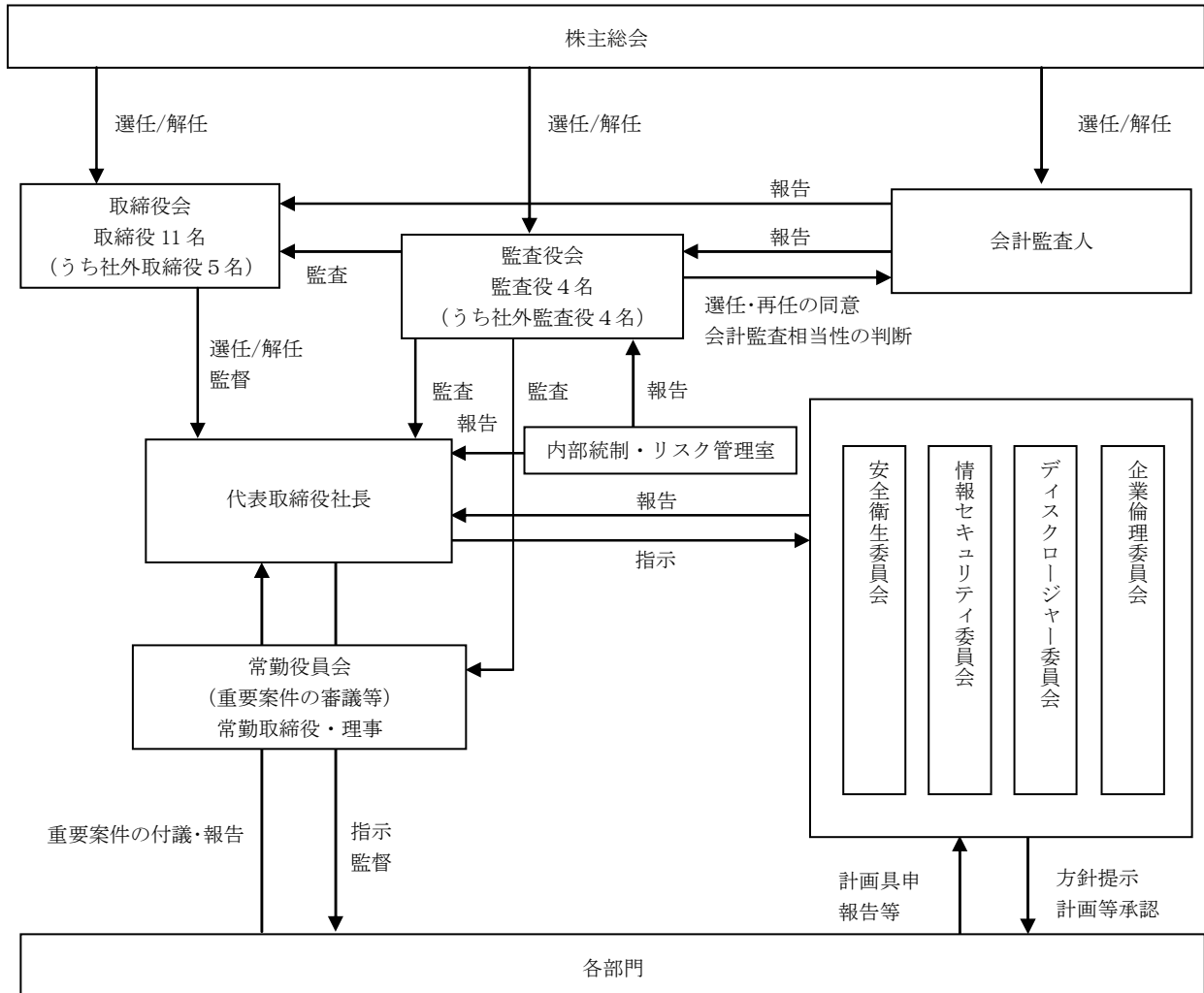
全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組みます。企業倫理に係る会議体において、重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

(リスク管理)

取締役等で構成される各種会議及びリスク管理情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中核に、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規定に基づき、リスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することが企業経営の根幹であり、これを厳守します。お客様情報を含む会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図ります。そのほか、重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施します。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたります。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



(3) 役員報酬

社外取締役を除く取締役を支払った報酬	100,784千円
社外取締役に支払った報酬	3,000千円
社外監査役に支払った報酬	16,425千円
計	120,209千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月22日開催の第14期定時株主総会において月額12,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月25日開催の第6期定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、平成20年6月17日開催の第17期定時株主総会において決議いただいております以下の役員賞与が含まれております。
- | | | | | |
|-----|----|----------|----------|-------------|
| 取締役 | 5名 | 11,575千円 | （うち社外取締役 | —千円） |
| 監査役 | 1名 | 1,725千円 | （うち社外監査役 | 1名 1,725千円） |
5. 上記のほか、平成19年6月15日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対し支給した当事業年度に係る報酬は総額7,855千円、平成17年6月22日開催の第14期定時株主総会決議に基づき支給した退職慰労金は総額15,450千円です。

(4) 監査報酬

京都監査法人

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条 第1項に規定する業務に基づく報酬	14,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	8,925千円
計	22,925千円

(5) 社外取締役及び社外監査役との関係

取締役中野伸彦氏は親会社であるKDDI株式会社の代表取締役執行役員副社長、また取締役高橋誠氏は同社の取締役執行役員常務であり、当社は同社と定期的な商取引を行っております。

その他の社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当金を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(9) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表についてはみずぎ監査法人により監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については京都監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前事業年度	みずぎ監査法人
当事業年度	京都監査法人

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
1. 機械設備		25,871,793		25,759,692		
減価償却累計額		17,746,272	8,125,521	17,970,829	7,788,862	
2. 空中線設備		6,153,611		7,375,939		
減価償却累計額		2,577,912	3,575,699	2,850,011	4,525,927	
3. 市外線路設備		31,908		32,435		
減価償却累計額		29,516	2,392	30,068	2,367	
4. 土木設備		68,599		68,599		
減価償却累計額		32,942	35,657	34,814	33,785	
5. 建物		2,595,558		2,935,911		
減価償却累計額		883,696	1,711,861	992,111	1,943,800	
6. 構築物		736,219		781,636		
減価償却累計額		450,132	286,087	495,482	286,154	
7. 機械及び装置		811		811		
減価償却累計額		770	40	778	32	
8. 工具、器具及び備品		312,840		407,187		
減価償却累計額		131,292	181,547	164,975	242,212	
9. 土地			391,106		516,962	
10. 建設仮勘定			251,733		917,370	
有形固定資産合計			14,561,646	39.6	16,257,476	38.9
(2) 無形固定資産						
1. 施設利用権			60,984		53,709	
2. ソフトウェア			41,846		32,517	
3. 借地権			2,000		2,000	
4. 電話加入権			4,627		7,255	
無形固定資産合計			109,458	0.3	95,482	0.2
電気通信事業固定資産合計			14,671,104	39.9	16,352,958	39.1

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
B 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		202,190		124,196	
2. 社内長期貸付金		—		5,009	
3. 長期前払費用		236,703		264,937	
4. 繰延税金資産		486,445		566,020	
5. 敷金・保証金		125,996		116,189	
6. その他の投資及びそ 他の資産		67,853		83,201	
貸倒引当金		△70,280		△71,164	
投資その他の資産合計		1,048,908	2.9	1,088,390	2.6
固定資産合計		15,720,012	42.8	17,441,348	41.7
II 流動資産					
1. 現金及び預金		4,069,441		2,596,145	
2. 売掛金		4,612,337		4,160,736	
3. 未収入金		1,046,975		1,109,930	
4. 貯蔵品		968,382		1,144,398	
5. 前払費用		68,902		77,102	
6. 繰延税金資産		429,071		446,200	
7. 関係会社短期貸付金		9,996,153		14,998,915	
貸倒引当金		△156,328		△165,459	
流動資産合計		21,034,936	57.2	24,367,970	58.3
資産合計		36,754,949	100.0	41,809,318	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 固定負債					
1. 退職給付引当金		8,619		—	
2. ポイントサービス引当金		1,071,688		1,170,308	
3. その他の固定負債		126,870		95,253	
固定負債合計		1,207,178	3.3	1,265,561	3.0
II 流動負債					
1. 買掛金	※1	1,122,168		982,704	
2. 未払金	※1	2,244,952		3,240,309	
3. 未払費用		94,935		89,539	
4. 未払法人税等		2,432,556		1,784,200	
5. 前受金		345,136		617,063	
6. 預り金		7,608		7,929	
7. 賞与引当金		87,400		100,936	
8. 役員賞与引当金		11,185		13,300	
流動負債合計		6,345,942	17.2	6,835,984	16.4
負債合計		7,553,120	20.5	8,101,545	19.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		1,414,581	3.9	1,414,581	3.4
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		1,614,991		1,614,991	
資本剰余金合計		1,614,991	4.4	1,614,991	3.9
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		64,425		64,425	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		18,400,000		23,100,000	
繰越利益剰余金		7,648,682		7,501,579	
利益剰余金合計		26,113,107	71.0	30,666,005	73.3
株主資本合計		29,142,679	79.3	33,695,577	80.6
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		59,148	0.2	12,195	0.0
評価・換算差額等合計		59,148	0.2	12,195	0.0
純資産合計		29,201,828	79.5	33,707,773	80.6
負債純資産合計		36,754,949	100.0	41,809,318	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)		
I 電気通信事業営業損益							
(1) 営業収益			37,683,114	80.4	38,178,602	79.4	
(2) 営業費用							
1. 営業費		15,588,342			16,843,116		
2. 施設保全費		1,789,985			1,975,026		
3. 管理費		1,077,402			1,179,638		
4. 減価償却費		2,690,535			2,836,904		
5. 固定資産除却費		72,093			204,248		
6. 通信設備使用料		5,391,650			5,456,219		
7. 租税公課		363,995	26,974,006	57.6	365,829	28,860,984	60.0
電気通信事業営業利益			10,709,107	22.8	9,317,618	19.4	
II 附帯事業営業損益							
(1) 営業収益			9,200,165	19.6	9,875,923	20.6	
(2) 営業費用	※1		8,969,511	19.1	9,021,221	18.8	
附帯事業営業利益			230,653	0.5	854,701	1.8	
営業利益			10,939,761	23.3	10,172,319	21.2	
III 営業外収益							
1. 受取利息	※2	29,526			88,758		
2. 受取配当金		1,495			1,800		
3. 受取手数料		965			995		
4. 賃貸収入		10,130			7,846		
5. 受取保険金		13,783			5,614		
6. 受取補償金		—			15,641		
7. 雑収入		9,875	65,776	0.2	10,287	130,943	0.2
IV 営業外費用							
1. 支払利息		615			—		
2. 社債利息		1,832			—		
3. ゴルフ会員権売却損		—	2,447	0.0	2,182	2,182	0.0
経常利益			11,003,089	23.5	10,301,079	21.4	
税引前当期純利益			11,003,089	23.5	10,301,079	21.4	
法人税、住民税及び事業税		4,269,649			3,899,904		
法人税等調整額		△194,518	4,075,131	8.7	△65,662	3,834,242	7.9
当期純利益			6,927,958	14.8	6,466,837	13.5	

(注) 百分比は電気通信事業営業収益と附帯事業営業収益の合計を100%として算出しております。

電気通信事業営業費用明細表

科目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計 (千円)
人件費	608,310	282,713	891,023	707,033	315,833	1,022,867
経費	16,260,783	794,689	17,055,473	17,546,025	863,804	18,409,830
消耗品費	292,511	30,142	322,654	227,888	18,910	246,799
借料・損料	757,502	40,411	797,914	708,129	45,314	753,443
保険料	11,666	2,655	14,321	15,620	3,015	18,635
光熱水道料	308,138	1,479	309,617	320,853	1,485	322,338
修繕費	106,588	4,082	110,670	119,504	894	120,398
旅費交通費	35,980	42,317	78,297	44,408	38,908	83,316
通信運搬費	436,617	4,884	441,501	461,758	4,155	465,914
広告宣伝費	1,221,729	14,087	1,235,817	1,130,912	14,954	1,145,866
交際費	10,767	7,613	18,381	13,442	4,151	17,593
厚生費	10,221	14,390	24,612	4,244	13,210	17,454
作業委託費	2,320,159	63,964	2,384,124	2,444,139	91,448	2,535,588
雑費	10,748,899	568,659	11,317,559	12,055,122	627,356	12,682,479
業務委託費	357,444	—	357,444	388,586	—	388,586
貸倒損失	151,789	—	151,789	176,497	—	176,497
小計	17,378,328	1,077,402	18,455,731	18,818,142	1,179,638	19,997,781
減価償却費			2,690,535			2,836,904
固定資産除却費			72,093			204,248
通信設備使用料			5,391,650			5,456,219
租税公課			363,995			365,829
合計			26,974,006			28,860,984

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額が前事業年度86,560千円、当事業年度99,874千円及び役員賞与引当金繰入額が前事業年度11,185千円、当事業年度13,300千円並びに退職給付費用が前事業年度44,754千円、当事業年度45,962千円含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額が前事業年度226,609千円、当事業年度236,623千円及び貸倒引当金の戻入額が前事業年度56,222千円、当事業年度43,495千円含まれております。また、償却済債権回収額が前事業年度18,597千円、当事業年度16,631千円含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。また、ポイントサービス引当金繰入額が前事業年度992,590千円、当事業年度1,170,308千円含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計					
				別途積立金	繰越利益剰余金						
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	13,800,000	6,698,273	20,562,699	23,592,271	85,070	85,070	23,677,342
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立 (注)					4,600,000	△4,600,000	—	—			—
剰余金の配当 (注)						△683,550	△683,550	△683,550			△683,550
剰余金の配当						△683,550	△683,550	△683,550			△683,550
役員賞与 (注)						△10,450	△10,450	△10,450			△10,450
当期純利益						6,927,958	6,927,958	6,927,958			6,927,958
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)									△25,922	△25,922	△25,922
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	4,600,000	950,408	5,550,408	5,550,408	△25,922	△25,922	5,524,486
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	18,400,000	7,648,682	26,113,107	29,142,679	59,148	59,148	29,201,828

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計					
				別途積立金	繰越利益剰余金						
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	18,400,000	7,648,682	26,113,107	29,142,679	59,148	59,148	29,201,828
事業年度中の変動額											
別途積立金の積立					4,700,000	△4,700,000	—	—			—
剰余金の配当						△1,913,940	△1,913,940	△1,913,940			△1,913,940
当期純利益						6,466,837	6,466,837	6,466,837			6,466,837
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)									△46,952	△46,952	△46,952
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	4,700,000	△147,102	4,552,897	4,552,897	△46,952	△46,952	4,505,944
平成20年3月31日 残高 (千円)	1,414,581	1,614,991	1,614,991	64,425	23,100,000	7,501,579	30,666,005	33,695,577	12,195	12,195	33,707,773

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		11,003,089	10,301,079
減価償却費		2,690,535	2,836,904
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		△9,155	10,014
退職給付引当金の減少 額		△28,621	△8,619
ポイントサービス引当 金の増加額		117,998	98,619
賞与引当金の増加額		8,160	13,536
固定資産除却費		60,532	150,948
受取利息及び受取配当 金		△31,021	△90,558
支払利息		2,447	—
売上債権の増減額 (増 加:△)		△230,531	451,601
たな卸資産の増加額		△300,528	△176,016
仕入債務の増減額 (減 少:△)		266,759	△139,463
役員賞与の支払額		△10,450	—
その他増減額		36,293	464,846
小計		13,575,509	13,912,893
利息及び配当金の受取 額		31,021	90,558
利息の支払額		△2,845	—
法人税等の支払額		△4,217,129	△4,544,910
営業活動によるキャッ シュ・フロー		9,386,555	9,458,541

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得に よる支出		△3,814,993	△3,819,204
無形固定資産の取得に よる支出		△33,274	△90,239
関係会社短期貸付金に よる支出		△10,004,479	△15,038,554
関係会社短期貸付金の 回収による収入		5,008,154	10,035,792
その他投資の返還によ る収入		646	8,726
その他投資の取得によ る支出		△120,046	△115,156
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△8,963,993	△9,018,635
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
長期借入金の返済によ る支出		△177,940	—
社債の償還による支出		△375,000	—
配当金の支払額		△1,365,963	△1,913,202
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1,918,903	△1,913,202
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の減 少額		△1,496,342	△1,473,296
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		5,565,783	4,069,441
VII 現金及び現金同等物の期 末残高	※	4,069,441	2,596,145

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>機械設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>空中線設備</td> <td>10～21年</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3～31年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	機械設備	6～15年	空中線設備	10～21年	建物	3～31年	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>機械設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>空中線設備</td> <td>10～21年</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3～31年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」がそれぞれ105,567千円及び「当期純利益」が63,592千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	機械設備	6～15年	空中線設備	10～21年	建物	3～31年
機械設備	6～15年													
空中線設備	10～21年													
建物	3～31年													
機械設備	6～15年													
空中線設備	10～21年													
建物	3～31年													
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>												

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品</p> <p>移動平均法による原価法</p>	<p>貯蔵品</p> <p>移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) ポイントサービス引当金</p> <p>将来のポイントサービス(「ポイントα」)の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用(12,664千円)を投資その他の資産の「その他の投資及びその他の資産」に計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) ポイントサービス引当金</p> <p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」が11,185千円減少しております。</p>	<p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部と同額であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>「営業外収益」の「受取保険金」は従来「雑収入」に含めて表示しておりましたが、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「雑収入」に含まれていた「受取保険金」は461千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社に対する負債</p> <p>買掛金 1,122,168千円</p> <p>未払金 1,403,267千円</p>	<p>※1. 関係会社に対する負債</p> <p>買掛金 982,704千円</p> <p>未払金 1,483,322千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,612,230千円</p> <p>※2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 29,479千円</p>	<p>※1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,636,028千円</p> <p>※2. 関係会社に係る営業外収益 受取利息 88,554千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	273,420	—	—	273,420
合計	273,420	—	—	273,420
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月13日 定時株主総会	普通株式	683,550	2,500	平成18年3月31日	平成18年6月14日
平成18年10月19日 取締役会	普通株式	683,550	2,500	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月15日 定時株主総会	普通株式	956,970	利益剰余金	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月18日

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	273,420	—	—	273,420
合計	273,420	—	—	273,420
自己株式				
—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月15日 定時株主総会	普通株式	956,970	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月18日
平成19年10月18日 取締役会	普通株式	956,970	3,500	平成19年9月30日	平成19年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月17日 定時株主総会	普通株式	956,970	利益剰余金	3,500	平成20年3月31日	平成20年6月18日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 4,069,441	現金及び預金勘定 2,596,145
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 4,069,441	現金及び現金同等物 2,596,145

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)		工具、器具及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	123,976	46,823	170,800	取得価額相当額	152,209	71,601	223,810
減価償却累計額相当額	25,624	23,253	48,878	減価償却累計額相当額	65,819	32,916	98,735
期末残高相当額	98,352	23,569	121,922	期末残高相当額	86,390	38,684	125,074
なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。				同左			
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内		47,888千円		1年内		59,250千円	
1年超		74,033千円		1年超		65,824千円	
合計		121,922千円		合計		125,074千円	
なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。				同左			
3. 支払リース料及び減価償却費相当額				3. 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料		35,678千円		支払リース料		55,712千円	
減価償却費相当額		35,678千円		減価償却費相当額		55,712千円	
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成19年 3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	98,907	197,160	98,252
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	98,907	197,160	98,252
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		98,907	197,160	98,252

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度 (平成20年 3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	90,750	40,750
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	50,000	90,750	40,750
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	28,416	△20,491
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	48,907	28,416	△20,491
合計		98,907	119,166	20,258

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金基金制度を設けております。

また、企業年金基金は平成15年4月に設立されたKDDI企業年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△507,074	△636,461
(2) 年金資産 (千円)	544,762	515,929
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	37,687	△120,532
(4) 未認識過去勤務債務 (千円)	△72,654	△66,049
(5) 未認識数理計算上の差異 (千円)	26,346	199,246
(6) 退職給付引当金 (△) / 前払年金費用 (3)+(4)+(5) (千円)	△8,619	12,664

(注) 前払年金費用は、投資その他の資産の「その他の投資及びその他の資産」に計上しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 勤務費用 (千円)	44,515	48,593
(2) 利息費用 (千円)	8,956	10,141
(3) 期待運用収益 (千円)	△8,788	△10,895
(4) 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	△6,604	△6,604
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	7,230	6,029
(6) 退職給付費用 (千円)	45,310	47,264

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率 (%)	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率 (%)	2.0	2.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数	14年	同左
	(過去勤務債務は、その発生時の従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	14年	同左
	(各事業年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。)	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
固定資産除却費否認	285	2,872
減価償却費超過額	79,978	96,818
未払事業税否認	187,378	137,150
未確定債務否認	102,635	37,419
退職給付費用否認	3,430	—
前受金否認	117,568	238,506
ポイントサービス引当金否認	426,532	465,782
賞与引当金否認	34,785	40,172
貯蔵品評価損否認	308	406
その他	1,719	1,155
繰延税金資産計	954,622	1,020,284
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	△39,104	△8,062
繰延税金負債計	△39,104	△8,062
繰延税金資産の純額	915,517	1,012,221

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
法定実効税率	(%) 39.8	(%) 39.8
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.1	0.1
税額控除に伴う調整額	△2.9	△2.7
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担 率	37.0	37.2

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 —	兼任 3名	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	550,367	未収入金	81,720
								貸付金の回収	5,008,154	関係会社短期貸付金	9,996,153
								資金の貸付	10,004,479		
								利息の受取	29,479	—	—
								その他(受取)	5,466	未収入金	14,597
								携帯電話端末及び関連商品の購入	9,179,140	買掛金	1,122,168
								通信システム等の購入	1,992,619	未払金	141,761
								業務委託及びアクセスチャージ(支払)	2,014,552	未払金	16,556
								システム使用料・保守料	1,045,181	未払金	920,186
								支援・指導料	531,177	未払金	51,973
								業務委託回線料	461,711	未払金	58,198
								システム開発分担金	318,650	未払金	—
								その他(支払)	318,253	未払金	214,592

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
4. 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を早期適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社の役員及びその近親者が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	電気通信事業	(被所有)直接 51.51% 間接 —	携帯電話端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任 3名	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	551,067	—	14,998,915	
							貸付金の回収	10,035,792	関係会社短期貸付金		
							資金の貸付	15,038,554			
							利息の受取	88,554	—		
							携帯電話端末及び関連商品の購入	9,059,746	買掛金		982,704
							通信システム等の購入	1,140,181	未払金		223,616
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,948,674	未払金		9,081
							システム使用料・保守料	1,077,626	未払金		768,499
							支援・指導料	541,854	未払金		47,962

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- 携帯電話端末の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
- システム使用料・保守料については、交渉のうえ定められた利用・保守契約に関する取引条件に基づき支払っております。
- 支援・指導料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

KDDI株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 106,802.09円 1株当たり当期純利益金額 25,338.15円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 123,282.03円 1株当たり当期純利益金額 23,651.66円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	6,927,958	6,466,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	6,927,958	6,466,837
期中平均株式数(株)	273,420	273,420

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末残高 (千円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備 (注) 1	25,871,793	1,942,571	2,054,672	25,759,692	17,970,829	2,186,208	7,788,862
空中線設備 (注) 2	6,153,611	1,352,913	130,585	7,375,939	2,850,011	351,915	4,525,927
市外線路設備	31,908	527	—	32,435	30,068	551	2,367
土木設備	68,599	—	—	68,599	34,814	1,871	33,785
建物	2,595,558	352,014	11,661	2,935,911	992,111	112,611	1,943,800
構築物	736,219	51,091	5,675	781,636	495,482	48,037	286,154
機械及び装置	811	—	—	811	778	8	32
工具、器具及び備品	312,840	102,102	7,755	407,187	164,975	40,298	242,212
土地	391,106	125,855	—	516,962	—	—	516,962
建設仮勘定 (注) 3	251,733	4,589,797	3,924,159	917,370	—	—	917,370
合計	36,414,181	8,516,875	6,134,509	38,796,547	22,539,071	2,741,502	16,257,476
附帯事業有形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産合計	36,414,181	8,516,875	6,134,509	38,796,547	22,539,071	2,741,502	16,257,476
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	145,326	—	—	145,326	91,616	7,274	53,709
ソフトウェア	75,552	5,764	5,673	75,643	43,125	14,473	32,517
借地権	2,000	—	—	2,000	—	—	2,000
電話加入権	4,627	2,628	—	7,255	—	—	7,255
合計	227,505	8,392	5,673	230,224	134,741	21,748	95,482
附帯事業無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
無形固定資産合計	227,505	8,392	5,673	230,224	134,741	21,748	95,482
長期前払費用	473,067	109,882	26,587	556,363	291,425	73,653	264,937
長期前払費用合計	473,067	109,882	26,587	556,363	291,425	73,653	264,937

(注) 1. 機械設備の主な増加は、基地局設備及び交換局設備で、主な減少は基地局設備及び交換局設備の除却によるものであります。

2. 空中線設備の主な増加は、基地局設備の鉄塔及びアンテナであります。

3. 建設仮勘定の主な増加は、基地局設備の新設及び増設、並びに、交換局設備の新設及び増設によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

科目	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金 (注) 1, 2	226,609	236,623	192,178	34,430	236,623
退職給付引当金 (注) 1	8,619	47,264	55,883	—	—
ポイントサービス引当金 (注) 1	1,071,688	1,170,308	1,071,688	—	1,170,308
賞与引当金 (注) 1	87,400	100,936	87,400	—	100,936
役員賞与引当金 (注) 1	11,185	13,300	11,185	—	13,300

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針4.引当金の計上基準に記載しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替えによる減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	10,019
預金	
普通預金	2,580,871
別段預金	5,253
小計	2,586,125
合計	2,596,145

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
4,612,337	50,458,236	50,909,837	4,160,736	92.44	31.8

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額 (千円)
携帯電話端末機器及び付属品	1,123,770
販促物品等	19,891
その他	736
合計	1,144,398

(ニ) 関係会社短期貸付金

貸付先	金額 (千円)
KDD I (株)	14,998,915
合計	14,998,915

② 負債の部
(イ) 買掛金

仕入先	金額 (千円)
KDD I ㈱	982,704
合計	982,704

(ロ) 未払金

項目	金額 (千円)
設備及び工事代金	1,082,348
統合システム使用料	673,760
販売手数料等	404,310
外部作業委託費	221,457
回収代行情報料	195,723
広告宣伝費	114,930
業務回線委託費	91,881
その他	455,895
合計	3,240,309

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、10株券及び1株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故そのほかやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.au.kddi.com/chiiki/okinawa/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）平成19年6月15日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 半期報告書

第17期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）平成19年12月14日沖縄総合事務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

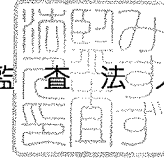
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

秋山直樹 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

加地敬 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月16日

沖縄セルラー電話株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 秋 山 直 樹 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 地 敬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上